

岩手県告示第204号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づく次の区域に係る急傾斜地崩壊危険区域の指定を廃止する。

平成26年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 中沢急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から19号までを順次結んだ線及び標柱1号と19号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
陸前高田市	広田町	泊	84番	標柱1号及び2号
			86番	標柱3号から6号まで
			87番	標柱7号から9号まで
		中沢	8番1	標柱10号
			10番	標柱11号及び12号
			12番	標柱13号
			15番	標柱14号
			10番	標柱15号から18号まで
			7番3	標柱19号